（別添）

（第十条第三項第〇号関係：＊＊＊＊用）

非居住者等が届出を行う場合において添付が求められる委任状等を除き、原則として、添付書類は必要ありません。ただし、定款（ベンチャーキャピタルの場合）や、有価証券の残高証明書などの資料を確認する場合があります。

適格機関投資家に関する届出書

提出日　　年　月　日

提出する財務局名を記載して下さい。

継続して届出を行う場合、有効期間が重複しないようご注意ください。

金融庁長官　殿

（経由＿＿＿財務（支）局長　殿）

代理人が法人の場合には、代理する法人名及び代表者の役職氏名を記入してください。

届出者

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿

事務担当者(所属・氏名)＿＿＿＿＿＿＿＿

事務担当者(電話番号)＿＿＿＿＿＿＿＿

内容に不備があった場合の連絡先として、内容の分かる方の氏名及び電話番号を記載してください。（連絡先は国内に限る。）

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 10 条第1項第〇号に該当するため、同条第 3 項第〇号の規定により適格機関投資家に関する届出を行います。

1. 商号又は名称

2. 本店又は主たる事務所の所在地

（国内法人の場合）原則として、国税庁法人番号公表サイトに記載している所在地と一致している所在地を記載してください。

前回届出がある場合、金融庁HPの適格機関投資家に関する情報リストに記載されている所在地から変更している場合は、別途「適格機関投資家に関する届出に係る変更届出書」を提出してください。

3. 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条第 12 項に規定する代理する権限を有する者に関する事項

①商号、名称又は氏名

代理する権限を有する者について記載して下さい。

②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

4. 適格機関投資家の種別

第一項第〇号〇該当

記載漏れに注意

「有価証券」は金融商品取引法第2条に定義されている有価証券をいいます。（定義府令第1条第1項）

直近日とは、有価証券の残高を確認した日であって、届け出を行おうとする日の直近の日（任意）をいいます。（定義府令第10条第1項第23号イ）

5. 直近日において保有する有価証券の残高

円（　　年　月　日現在）

10億円超、1円単位で記載

定義府令第10条第23号から第25号に掲げる者に係る届出書の有価証券残高並びに資本金等を本邦通貨に換算する場合には、届出月の「基準（裁定）外国為替相場」（日銀HP参照）を用いてレート換算のうえ記載してください。（定義府令第10条第11項）

（注1）4の＿＿欄には、イ又はロのいずれに該当するかを記載すること。

（注2）原文によって記載する部分は日本語表記を並べて記載すること。

住所や名称などについては原文表記と日本語表記（カナ交じり）を両方記載して下さい。官報は日本語表記によって記載、ホームページは両方を記載することを予定しています。